



ties Camp Ground Nagiso 宿泊約款

弊社サービスをご利用にあたり宿泊約款を必ずお読みください。

第1条（適用範囲）

1. ties Camp Ground Nagiso（以下「当施設」）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当施設が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとします。
3. すべての契約（予約サイト、旅行代理店、直接予約を含む）がこの利用規約・宿泊約款の対象となり、契約成立（ご予約のお申し込み）の段階で、宿泊代表者及び宿泊者全員が規約に従うものとします。
4. 契約が旅行代理店を経由するものであっても、この利用規約・宿泊約款の対象となります。

第2条（宿泊契約の申込み）

当宿泊施設に宿泊契約の申込み（宿泊予約）をしようとする方は、次の事項を当宿泊施設に申し出ていただきます。

1. 宿泊者氏名
2. 宿泊日及び到着予定時刻
3. 代表者の連絡先
4. その他当宿泊施設が必要と認める事項

第3条（契約約款の成立等）

1. 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾し、当施設が定める宿泊料金を、当施設が指定する日までにお支払いいただいた時点で成立することとします。
2. 第1項の宿泊料金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設はその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条（申込金の支払いを要しないこととする特約）

当施設は次に挙げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- 1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- 2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- 3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- 4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

- a. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員又はその関係者であるとき。
 - b. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - c. 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- 5) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
宿泊に関し社会通念上相当な範囲を超えるサービスその他の負担を求められたとき。
- 6) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- 7) 天災、施設の故障、当施設が宿泊を不可と判断する荒天時、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

第5条（宿泊客の契約解除権）

1. 宿泊客は、当施設に申し出て宿泊契約を解除することができます。
2. 当施設は宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は 別表に記載のとおり違約金を申し受けます。
3. 宿泊日・施設変更の場合も、別表通りのキャンセル料をお支払いいただきます。

（別表） 違約金・キャンセル料

不泊、当日、1~3 日前	100%
4~5 日前	50%
6~10 日前	30%

第6条（宿泊日・施設変更）

1. 予約内容（宿泊施設及び宿泊日）の変更依頼はご予約者本人または正式な代理人による書面（メール可）のみ受け付けております。
2. 宿泊施設変更の可否は空室状況、また相応の施設との料金の差異によって判断され、変更内容により違約金・もしくは差額金が発生致します。
3. 変更差額金は、当施設が指定する期日内にお支払いいただきます。

第7条（人数の追加）

1. 各施設の基本収容人数を超えた場合は、追加の料金が発生いたします。それぞれの施設の追加人数料金については当施設にお問い合わせください。
2. チェックイン時の宿泊者合計人数が予約時の人数より多く、また基本収容人数を上回った場合は追加料金を徴収いたします。
3. 各施設は旅館業法の関係により最大収容可能人数が決まっており、定められた人数以上での宿泊はできかねます。

第8条（料金の支払い）

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金の内訳及びその算定方法は申込金請求時に当施設が提示することとします。
2. 支払いはすべて日本円で取り扱うこととし、現金、銀行送金、またはクレジットカードをご利用いただけます。支払いに関わる手数料・諸費用はすべて自己負担とさせていただきます。宿泊客が料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に

代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

3. 当施設は旅行代理店を経由して支払われた料金に対して一切責任を負わず、また支払われた料金が当施設の口座に入金されるまではどのような対応も致しかねます。
4. クレジットカード利用時の為替レートと為替レートの変動に関しましては一切の責任を負いません。
5. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第9条（宿泊の登録）

1. 宿泊客は宿泊日当日、当施設のフロントにおいて次の事項を登録して頂きます。

- (1) 宿泊客代表者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 宿泊客の氏名
- (3) 法律により、外国籍のお客様は宿泊客全員のパスポートのコピー(国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日)、住所及び連絡先
- (4) その他当施設が必要と認める事項

第10条（個人情報への用途）

1. 当施設を利用する上で、お客様は個人情報の提供またその使用を承諾したものとみなし、宿泊登録票に記載したすべての情報は当施設が管理するものとします。
2. 法律に基づき、また申し出があった場合、一度当施設によって受理された個人情報の内容変更を許可するものとします。また内容の変更は予約代表者のみ可能とさせていただきます。

第11条（客室の使用時間・チェックイン&チェックアウトについて）

1. 宿泊客が当施設の客室を利用できる時間は 15:00 から翌日 10:00 までとします。
2. アーリーチェックインの利用可否は前日の予約状況により判断されますので、必ず事前にご確認ください。またアーリーチェックイン料金として以下の別途費用を頂戴しております。

14:00 ~ 当日の宿泊代金の 10%

13:00 ~ 当日の宿泊代金の 20%

12:00 ~ 当日の宿泊代金の 30%

*利用可能時間は 12:00 以降とさせていただきます。

3. レイトチェックアウトの利用可否は翌日の予約状況により判断されますので、必ず事前にご確認ください。

~ 11:00 当日の宿泊代金の 10%

~ 12:00 当日の宿泊代金の 20%

~ 13:00 当日の宿泊代金の 30%

*利用可能時間は 13:00 までとさせていただきます。

4. 万が一チェックアウト時間に退室を行わず、無断でレイトチェックアウトを行った場合は、上記追加料金とあわせて罰金を請求いたします。

第 12 条（当施設の責任）

1. 当施設は宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。

第 13 条（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

1. 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊料を返金します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、返金を行いません。

第 14 条（荒天時におけるキャンセル）

1. 台風・雷・暴風等、荒天時が予測され、当施設が危険と判断した場合は、宿泊日を変更する形で契約を更新する。この場合、違約金・変更手数料は一切発生致しません。

第 15 条（宿泊客の責任）

施設滞在中にお客様による宿泊施設、付属設備、家具の破損、汚損、鍵の紛失、およびあらゆる損害に関しては一切お客様の責任となります。またその修理や交換の際に発生する費用はすべてお客様の負担として賠償していただきます。

第 16 条（駐車場の責任）

1. 当施設の駐車場には限りがございます。必ず事前に台数を含めたご連絡をお願いしております。
2. 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、場所をお貸しするものであって、車両の保管責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めと任じます。宿泊客の故意または、過失により当施設が損害を被ったときは、該当宿泊客に対し損害を賠償していただきます。

第 17 条（設備とサービス）

1. 当施設のサービスや設備内容が明確に説明されている場合でも、これらのものが変更される場合や、不意の故障などにより設備が利用できなくなる可能性があります。また滞在中にそれが利用できる状態かどうかの確認は予約前に必ずお客様自身で行い、それを怠った結果、当日利用できないことが判明した場合でも、当社は責任を負いかねます。
2. 法律に基づき、お客様による施設内の設備やサービスに対しての遺漏、思い違い、また内容の変更に対して、当施設は一切の責任を負いかねます。

第 19 条（未成年）

1. 18 歳以下の未成年には保護者の同伴が必要となります。
2. 万が一保護者が同伴しない未成年のみによる契約が発見された場合、当施設は直ちに契約を解除し、またこの規約に従って、支払い済みの料金は払戻しいたしかねます。

第 22 条 (利用規約)

宿泊客は当施設が定める利用規約【キャンプ場ルール】に従っていただきます(別紙参照)。

もしこの宿泊約款の内容に違法、無効、また実行できないと思われる事項が含まれているようであれば、そうでないと確認できるまで復読下さい。それができない場合でも、この利用規約・宿泊約款に沿ってサービスは提供され、また記載事項はすべて有効とさせていただきます。

この利用規約・宿泊約款に関するどのような論争も日本の法律によって統治され、訴訟に関しましても管轄内の長野地方裁判所や、その他審理権を有する県内の裁判所に提出され審議されるものとします。